(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西宮市塩瀬町名塩字土林二一九八番一から同市名塩木之元五〇三一番五まで	前	三四・八〇～六九・一〇〇メートル	〇〇・四八九キロメートル	
	後	三四・八〇～七七・一〇〇メートル	〇〇・四八九キロメートル	
西宮市名塩木之元五〇三一番五から同市塩瀬町名塩字溝辺五〇四四番二九まで	前	B A	九・五〇～一五・〇〇〇メートル	〇〇・三一〇キロメートル
		B	二五・五〇～五六・〇〇〇メートル	〇〇・一六三キロメートル
	後	B A	九・四〇～二一・一〇〇メートル	〇〇・三一〇キロメートル
		B	二五・五〇～五六・〇〇〇メートル	〇〇・一六三キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十六号	西宮市塩瀬町名塩字丸尾六九八番一から同市塩瀬町名塩字溝辺五〇四四番二九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月二十六日十四時

○中国地方整備局告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十四日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　倉吉都市計画道路事業三・四・九号上井羽合線及び三・五・一号上井東西線

三　事業施行期間　自平成二十七年七月二十四日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　鳥取県倉吉市大平町、上井字宮ノ前、字狭間、字宮ケ坪、字小泓、字山田及び字大江後並びに山根字大谷及び字大平地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道茅部郡森町字鷲ノ木町四七四番一から同町字鷲ノ木町四七七番一まで	前	二四・二六～七九・〇〇メートル	〇〇・〇五二キロメートル
	後	一〇・〇〇～七三・五〇〇メートル	〇〇・〇五二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道二海郡八雲町浜松二五一番四から同町浜松二四六番一まで	前	二五・七六～三〇・八八メートル	〇〇・一四六キロメートル
	後	二七・六八～三一・九六メートル	〇〇・一四六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号及び二百三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道山越郡長万部町字花岡四五番一から同町字中ノ沢十三番二まで	前	一七・六八～八八・九一メートル	一・四六五キロメートル
	後	二〇・一二～八八・九一メートル	一・四六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡ニセコ町字福井三二一番九地先から同町字黒川六四番七地先まで	前	九・〇〇メートル	〇〇・〇一一キロメートル
	後	一七・〇〇メートル	〇〇・〇一一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部